

**指定認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム大地
運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人両毛ケアサービスが開設する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム大地」（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者」という)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な関係を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

1. 名 称 グループホーム大地
2. 所在地 栃木県足利市駒場町 578-2
3. 定 員 9名
4. 居室数 9室

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 介護従業者 6名以上
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。
3. 計画作成担当者 1人
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の内容）

第5条 事業所は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴・排泄・食事の介護、その他日常生活の世話及び要介護者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他共同生活介護を適切に提供する。

（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の利用料、その他の費用の額）

第6条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合による額とする。

- 2 その他の費用として1日当たり家賃1,067円、管理費1,400円、食費1,660円（但し、特別な食事を提供した場合は実費相当分を加算する）、教養娯楽費（おやつ代、レクリエーション材料費等含む）110円、家具リース料210円その他、通院等の送迎・付添料30分あたり1,100円、買物手続の代行料（生協）1回あたり550円、電気機器持込1点につき電気代として1ヶ月あたり600円、預り金管理費として1ヶ月当たり110円の支払を受けることができるものとする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入居に当たっての留意事項）

第7条 指定認知症対応型共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

- 2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。
- 3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(運営推進会議)

第9条 当事業者は、運営推進会議を設置する。構成員として利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、足利市職員等をあて、随時開催する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
2. 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、特定非営利活動法人両毛ケアサービス理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、2007年5月1日から施行する。

この運営規程は、2009年4月1日から施行する。

この運営規定は、2010年11月1日から施行する。

この運営規定は、2012年4月1日から施行する。

この運営規定は、2014年4月1日から施行する。

この運営規定は、2015年6月1日から施行する。

この運営規定は、2017年4月1日から施行する。

この運営規定は、2019年4月1日から施行する。

この運営規定は、2019年10月1日から施行する。

この運営規定は、2022年4月1日から施行する。

この運営規定は、2023年4月1日から施行する。